

平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止

請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 大村秀章 外1名

被告ら準備書面10

平成23年10月12日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

佐 治 良

三
角
印

同

後 藤 武 夫

三
角
印

同訴訟復代理人弁護士

常 川 尚 嗣

三
角
印

本準備書面においては、原告らの平成23年8月5日付け第9準備書面「第5 求釈明」に対する回答を行う。なお、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

第1 「1」について

1 被告ら準備書面1、4頁以下及び被告ら準備書面9、4頁以下において主張したとおり、木曾成戸地点における河川流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ とする取り扱いは、関係行政機関により構成される木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものである。即ち、下流の漁業にも配慮した上で、木曾成戸地点における河川流量は $50\text{ m}^3/\text{s}$ を基準流量として設定されており、木曾成戸地点における流量がこの基

準流量を超えていたときに限り、新規の利水のための取水や上流のダムでの貯留を行うことができるように制限されてきたのである。

こうした歴史的経緯を踏まえ、木曾成戸地点における河川維持流量は $50\text{ m}^3/\text{s}$ と設定されたものである。

そして、上記設定値が相当であるかを検討するべく、木曾成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息を例にとって検討が行われたのである。

以上のとおり、木曾成戸地点における河川維持流量は、過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経緯を前提とし、ヤマトシジミの生息を例にとって検討を行って設定されたものなのである。

第2 「2」について

- 1 被告ら準備書面2、23頁以下において主張したとおり、本件河川整備計画は、①河川法第16条の2第3項に基づき、河川に関する学識経験を有する者で構成される木曽川水系流域委員会において、学識者等からの意見聴取を行い、②「ふれあい懇談会」を合計4回に亘り開催し、住民等からの意見聴取を行い、③河川法第16条の2第4項に基づき開催された「木曽川水系河川整備計画（原案）公聴会」において、住民等からの意見聴取を行い、④河川法第16条の2第5項及び同法施行令第10条の4第1項に基づき、関係都道府県知事（愛知県知事、岐阜県知事、三重県知事及び長野県知事）に対する意見聴取を行い、⑤河川法施行令第10条の4第2項に基づき、愛知県知事から関係市町村長（名古屋市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、扶桑町、七宝町（現あま市）、美和町（現あま市）、蟹江町及び飛島村の8市4町1村の長）

に対する意見聴取を行った上で策定されたものである。

2 以上のとおり、本件河川整備計画は、所要の手続きを経た上で、
適法に策定されたものなのである。

第3 「3」について

人証による立証を行うか否かについては、被告ら自身の判断により
決定するものであり、原告らの釈明に応じる要を認めない。

以上